

さいたま市告示第516号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年3月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 武蔵浦和駅南ビル

所在地 さいたま市南区白幡五丁目19番19号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ジェイアール東日本都市開発

代表者 代表取締役 出口 秀巳

所在地 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

午前6時30分から午後9時30分

但し、株式会社ローソンのみ24時間

(変更後)

午前10時00分から午後8時30分

但し、株式会社ローソンは24時間、株式会社ドン・キホーテは午前9時から翌午前1時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
店舗南側隔地 駐車場①	午前6時～午後10時
店舗南側 駐車場②	午前6時～午後10時

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
店舗南側隔地 駐車場①	午前8時30分～翌午前1時30分
店舗南側 駐車場②	午前8時30分～翌午前1時30分

(4) 変更する年月日

令和3年3月26日

(5) 変更する理由

小売業者出店による営業計画変更のため。

2 届出年月日

令和3年3月22日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年3月26日から令和3年7月26日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和2年3月26日から令和3年7月26日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944